

大町市条例第 4 2 号

市立大町総合病院医師研究資金貸与条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市立大町総合病院(以下「病院」という。)における医師不足を解消し、医療の確保を図るため、病院において医師としてその業務に従事する者に、医師研究資金(以下「研究資金」という。)を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与対象者)

第 2 条 研究資金の貸与を受けることができる者は、臨床研修(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。)を修了した医師で、次に掲げる医療機関等から転入し、病院で常時勤務を要する職員として診療業務に従事する者とする。

(1) 県外の医療機関等

(2) その他病院事業管理者(以下「管理者」という。)が特に認めたもの

(研究資金の種類等)

第 3 条 研究資金の種類等は次の表のとおりとする。ただし、長野県医師研究資金貸与規程(平成 19 年長野県告示第 131 号)に基づく医師研究資金の貸与を受けている者は、その貸与された額を次表の額から控除した額とする。

研究資金の種類	貸与の期間	貸与の額	区 分
3 年資金	3 年間	500 万円	専門医の認定を有する者
		300 万円	専門医の認定を有しない者
2 年資金	2 年間	300 万円	専門医の認定を有する者
		200 万円	専門医の認定を有しない者

(研究資金の返還)

第 4 条 研究資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、管理者の指定する期日までに、貸与を受けた研究資金の額に、別に定める利息を加えた額(以下「返還債務」という。)を返還しなければならない。

(返還債務の免除)

第 5 条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務を免除する。

(1) 第 2 条に規定する業務に従事した期間が、3 年資金の貸与を受けた者にあつては 3 年以上、2 年資金の貸与を受けた者にあつては 2 年以上経過したとき。ただし、管理者が不相当と認めた場合は除く。

(2) 前号に規定する期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 2 管理者は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により、返還債務の額を返還することができなくなったときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することができる。
- 3 管理者は、3年資金の貸与を受けた者が、第2条に規定する業務に2年以上従事し、かつ、やむを得ない理由のため業務を継続することができなくなったときは、返還債務の額に3分の2を乗じて得た額を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。